

表1 給水栓水の検査について(水質基準項目)

No.	項目	基準値	検査頻度
1	一般細菌	100以下	1月1回
2	大腸菌	検出されないこと	1月1回
3	カドミウム及びその化合物	0.003mg/L以下	3月1回
4	水銀及びその化合物	0.0005mg/L以下	1年1回
5	セレン及びその化合物	0.01mg/L以下	3月1回
6	鉛及びその化合物	0.01mg/L以下	3月1回
7	ヒ素及びその化合物	0.01mg/L以下	3月1回
8	六価クロム及びその化合物	0.02mg/L以下	3月1回
9	亜硝酸態窒素	0.04mg/L以下	1月1回
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/L以下	3月1回
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/L以下	1月1回
12	フッ素及びその化合物	0.8mg/L以下	1月1回
13	ホウ素及びその化合物	1.0mg/L以下	3月1回
14	四塩化炭素	0.002mg/L以下	3月1回
15	1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下	3月1回
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下	3月1回
17	ジクロロメタン	0.02mg/L以下	3月1回
18	テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下	3月1回
19	トリクロロエチレン	0.01mg/L以下	3月1回
20	ペルフルオロ(オクタン-1-スルホン酸)(別名PFOS)及びペルフルオロオクタン酸(別名PFOA)	0.00005mg/L以下	3月1回
21	ベンゼン	0.01mg/L以下	3月1回
22	塩素酸	0.6mg/L以下	1月1回
23	クロロ酢酸	0.02mg/L以下	3月1回 (三輪一丁目、赤沼、田子、清水、中田、中尾、鳥々見、月夜棚、上下条:1月1回)
24	クロロホルム	0.06mg/L以下	3月1回
25	ジクロロ酢酸	0.03mg/L以下	3月1回 (三輪一丁目、赤沼、田子、清水、中田、中尾、鳥々見、月夜棚、上下条:1月1回)
26	ジブromokロメタン	0.1mg/L以下	3月1回
27	臭素酸	0.01mg/L以下	3月1回
28	総トリハロメタン	0.1mg/L以下	3月1回
29	トリクロロ酢酸	0.03mg/L以下	3月1回 (三輪一丁目、赤沼、田子、清水、中田、中尾、鳥々見、月夜棚、上下条:1月1回)
30	ブromोजクロメタン	0.03mg/L以下	3月1回
31	ブromホルム	0.09mg/L以下	3月1回
32	ホルムアルデヒド	0.08mg/L以下	3月1回
33	亜鉛及びその化合物	1.0mg/L以下	3月1回
34	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/L以下	3月1回
35	鉄及びその化合物	0.3mg/L以下	3月1回
36	銅及びその化合物	1.0mg/L以下	3月1回
37	ナトリウム及びその化合物	200mg/L以下	3月1回
38	マンガン及びその化合物	0.05mg/L以下	3月1回
39	塩化物イオン	200mg/L以下	1月1回
40	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300mg/L以下	3月1回
41	蒸発残留物	500mg/L以下	3月1回 (過去3年間の検査結果が100mg/L以下の地点:年1回)
42	陰イオン界面活性剤	0.2mg/L以下	1年1回
43	ジオスミン	0.00001mg/L以下	1年1回 (小市、三輪一丁目、清水、中田:1月1回)
44	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/L以下	1年1回 (小市、三輪一丁目、清水、中田:1月1回)
45	非イオン界面活性剤	0.02mg/L以下	1年1回
46	フェノール類	0.005mg/L以下	1年1回
47	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3mg/L以下	1月1回

48	pH値	5.8以上8.6以下	1月1回
49	味	異常でないこと	1月1回
50	臭気	異常でないこと	1月1回
51	色度	5度以下	1月1回
52	濁度	2度以下	1月1回

表2 給水栓水の検査について(水質管理目標設定項目)

No.	項目	目標値	検査頻度
1	アンチモン及びその化合物	0.02mg/L以下	3月1回
2	ウラン及びその化合物	0.002mg/L以下(暫定)	3月1回
3	ニッケル及びその化合物	0.02mg/L以下	3月1回
5	1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下	1年1回
8	トルエン	0.4mg/L以下	1年1回
9	フタル酸ジエチルヘキシル	0.08mg/L以下	1年1回
10	亜塩素酸	0.6mg/L以下	実施しない
12	二酸化塩素	0.6mg/L以下	実施しない
13	ジクロロアセトニトリル	0.01mg/L以下(暫定)	6月1回
14	抱水クロラール	0.02mg/L以下(暫定)	6月1回
15	農薬類(除草剤、殺虫剤及び殺菌剤)	1以下	実施しない
16	残留塩素	1mg/L以下	1月1回
17	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	10mg/L以上100mg/L以下	表1のとおり
18	マンガン及びその化合物	0.01mg/L以下	表1のとおり
19	遊離炭酸	20mg/L以下	1年1回
20	1,1,1-トリクロロエタン	0.3mg/L以下	3月1回
21	メチル-t-ブチルエーテル	0.02mg/L以下	3月1回
22	有機物等(過マンガノ酸カリウム消費量)	3mg/L以下	実施しない
23	臭気強度(TON)	3以下	1年1回
24	蒸発残留物	30mg/L以上200mg/L以下	表1のとおり
25	濁度	1度以下	表1のとおり
26	pH	7.5程度	表1のとおり
27	腐食性(ランゲリア指数)	-1程度以上とし、極力0に近づける	1年1回
28	従属栄養細菌	2000個/mL以下(暫定)	1年1回
29	1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L以下	3月1回
30	アルミニウム及びその化合物	0.1mg/L以下	表1のとおり

\*4、6、7、11は欠番です。

表3 要検討項目

No.	項目	目標値	検査頻度
49	要検討PFASのうち、以下の物質を検査する ・ペルフルオロヘキサンスルホン酸(PFHxS)	—	1年1回

49の項の「要検討PFAS」は、ペルフルオロブタンズルホン酸(PFBs)、ペルフルオロヘキサンスルホン酸(PFHxS)、ペルフルオロブタン酸(PFBA)、ペルフルオロペンタン酸(PFPeA)、ペルフルオロヘキサ酸(PFHxA)、ペルフルオロヘプタン酸(PFHpA)、ペルフルオロノナン酸(PFNA)、ヘキサフルオロプロピレンオキシドダイマー酸(HFPO-DA)の8物質である。  
これらのうち、PFHxSを検査対象とする。

表4 給水栓水の検査について(1日1回行う検査項目)

No.	1日1回行う検査項目	評価	検査頻度
1	色	異常ないこと	1日1回以上
2	濁り	異常ないこと	1日1回以上
3	消毒の残留効果(残留塩素)	0.1以上	1日1回以上